

## 宜野座村観光拠点施設新型コロナウイルス

### 感染症予防対策ガイドライン

#### 1. 目的

本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症対策として、沖縄県外から来村し、宜野座村観光拠点施設利用する、個人及び団体が安全で安心した状況下でより良い施設利用を行っていただく事を目的として作成する。

#### 2. 施設側における対策

- 1) 体温測定記録（就業前、昼食休憩前）
- 2) 従業員の手指消毒の徹底
- 3) 従業員のマスク着用
- 4) 施設内において、注意喚起看板を設置し、感染症予防を促す
- 5) 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 6) 施設内の適切な換気の実施
- 7) 施設、設備、備品等のこまめな消毒対策を行う
- 8) 発熱（37.5℃以上）などの症状がある場合は、所属長へ連絡と自宅待機

#### 3. 施設利用受け入れを可能とする条件

- 1) マスクの着用及びアルコールなどによる、手指消毒の徹底
- 2) 社会的距離の確保を徹底する事
- 3) 下記の症状に該当する場合、施設利用を控える事  
発熱（37.5℃以上）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔吐
- 4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触者がいないこと
- 5) イベント開催の場合は、イベントにおけるガイドラインの提出
- 6) イベント開催の場合は、参加者把握名簿を作成し保管。必要に応じて名簿の提出を行う事とする
- 7) 観光拠点施設利用した日から14日前において、新型コロナウイルス感染者もしくはその疑いが出た場合は、（一社）宜野座村観光協会へ速やかに連絡を行う事

#### 4. その他

- 1) 施設利用者は、感染防止の為に自ら実施すべき事項や、イベント開催における参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、十分な感染予防対策を講じること
- 2) 施設従業員は、コロナウイルス感染症患が確認された場合に、直ちに所属長、保健所に報告し、対応について指導を受け、所属長は濃厚接触者と確定された従業員に対し、14日間出勤停止し、健康観察を実施。濃厚接触者と確定された従業員は、発熱や強いだるさ、息苦しさを感じた場合は保健所に連絡し、保健所の指示に従い対応を行う事

- 3) 施設従業員が発症した場合、発症者が責められることがないよう、周囲に理解を求め職場として十分なケア及び秘密保持に努める事。
  - 4) 会計処理にあたる場合は、可能な限り電子マネー等の非接触型決済を促し、現金クレジットカード等の受け渡しが発生する場合は、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用する
  - 5) 飛沫を防止するために、レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置する
- 3) 本ガイドライン以外の事項で疑義が生じた場合は宜野座村観光協会と協議をすることとする

#### 感染症の疑いがある場合

北部保健所	☎0980-52-5219
中部保健所	☎098-938-9701
南部保健所	☎098-889-6591
宮古保健所	☎0980-73-5074
八重山保健所	☎0980-82-4891
那覇市保健所	☎098-853-7971

問合せ先 宜野座村観光協会  
連絡先 098-968-8787